

# 部落問題解決と「根深い 差別意識」論への批判

全国地域人権運動総連合議長 丹波正史

# はじめに

- 「部落」「未解放部落」「被差別部落」「同和」「同和地区」などの用語は、歴史的な概念である。これらの用語は将来死滅していくものである。
- ここでは、「旧部落」「旧同和地区」と呼ぶべきところだが、過去の文書紹介も行うことから「部落」「同和地区」などと呼んで報告する。

半世紀前の劣悪な部落の生活環境の実態



# 一、部落問題の解決とは何か

- 部落問題とは、封建的身分制に起因する問題であり、国民の一部が歴史的に、また地域的に蔑視され、職業、居住、結婚の自由を奪われるなど、不当な人権侵害を受け、劣悪な生活を余儀なくされてきたことであり、今日なお解決されていない問題をいう。したがって、部落解放運動は、封建的身分差別の残りものを一掃し、民主主義を確立するたたかいである。（「21世紀をめざす部落解放の基本方向」1986年）

# 部落問題解決の取り組み

- 日本国憲法の制定を基礎に、その後の高度経済成長にともない社会構造が激変し、さまざまな前近代的な社会的残りものは、大きく払拭された。
- こうした社会状況の中で、部落問題を解決する取り組みが著しく進んだ。たとえば、部落問題の解決をめざす多様な運動が全国的に前進したこと、非人間的な生活実態を解消するために約16兆円の同和対策事業が実施されたこと、すべての人間は平等であるとする基本的人権の考え方が広がったこと、である。



# 部落問題が解決された状態とは

- 部落問題の解決すなわち国民融合とは、
- ①部落が生活環境や労働、教育などで**周辺地域との格差**が是正されること、
- ②部落にたいする非科学的認識や偏見にもとづく言動がその**地域社会で受け入れられない状況**が作りだされること、
- ③部落差別にかかわって、部落住民の生活態度・習慣にみられる**歴史的後進性**が克服されること、
- ④地域社会で**自由な社会的交流**が進展し、連帯・融合が実現すること、である。

(「21世紀をめざす部落解放の基本方向」)

# 部落問題はどこまで解決したか

- 部落問題解決の到達点は、
- ①周辺地域との生活上にみられた格差が基本的に解消されたこと、
- ②旧身分にかかわる差別が大幅に減少してきていること、
- ③住民の間で歴史的後進性が薄れ、部落問題解決の主体が形成されてきたこと、
- ④かつての部落の構成や実態も大きく変化し、部落の閉鎖性が弱まり、社会的交流が進展したこと、である。

# 「部落」の瓦解現象

①全国の旧「同和地区」の混住状況 ※混住率（=和関係以外人口÷同和関係人口×100）

□ 1993年 58.6% ← 1971年 28.1% 地区の同和関係者が少数に

②他地域への大量流出 同和関係人口の減少

□ 1993年 892,751人 ← 1971年 1,048,566人 85.1%へ

③部落外との結婚 「夫婦いずれかが地区外」

□ 1993年 36.6% ← 1963年 11.8% ← 1921年3.4%

④1993年時点での同和地区の現況（推定）

「夫婦とも同和関係者」24.7% 「夫婦いずれか一方が地区外」15.8%

「夫婦とも同和関係者」59.5%

**結論** いずれにしても部 落の枠組みがくずれ「部落」が部落でなくなってきた  
ており、他地域から人々が流入してきている。

## 二、執拗に繰り返される「根強い差別意識」論の流布

- 1、部落問題の正しい理解をはばむ、いまの要因は何か
- ①出版・マスコミ界での「根強い差別意識」の氾濫状況
- ②行政の誤ったに満ちた啓発内容の横行
- ③教育現場での「同和教育」「人権教育」のゆがみと管理・統制への手段化
- ④上記を支える「解同」の部落排外主義による「差別糾弾闘争」

## 2、出版界での異常な加熱ぶり

- 参照「部落差別（問題）をめぐる観念的潮流について」奥山峰夫報告
- きっかけは何か  
国民的感動を呼ぶ映画『おくりびと』  
アカデミー外国語映画賞受賞  
観客動員数 は334万8000人  
ビデオ化、テレビ放映も行われる
- 出版界の部落問題で加熱  
低迷する出版業界で起爆剤の一つに  
執筆者の思惑はさまざまであろうが、  
部落問題解決への援護射撃より偏見の増幅になりかねない

# 最近出された出版物



- 
- 『太郎が恋をする頃までには...』 栗原美和子（著）
  - 『差別と日本人』 野中広務・しん・すご辛淑玉（著）
  - 『対論 部落問題』 組坂繁之・高山文彦  
対談
  - 『日本共産党vs. 部落解放同盟』 筆坂秀世・宮崎学対談
  - 『部落差別をこえて』 臼井敏男（著）

# 3、行政の「同和・人権啓発」の内容と特徴

## ① 行政が認める範囲での人権の矮小化

- 権力と個人の間の問題はもとより、今日ますます重大な社会問題になっている社会権がほとんど視野に入っていない。

## ② 「いまだ差別意識は根強く残っています」

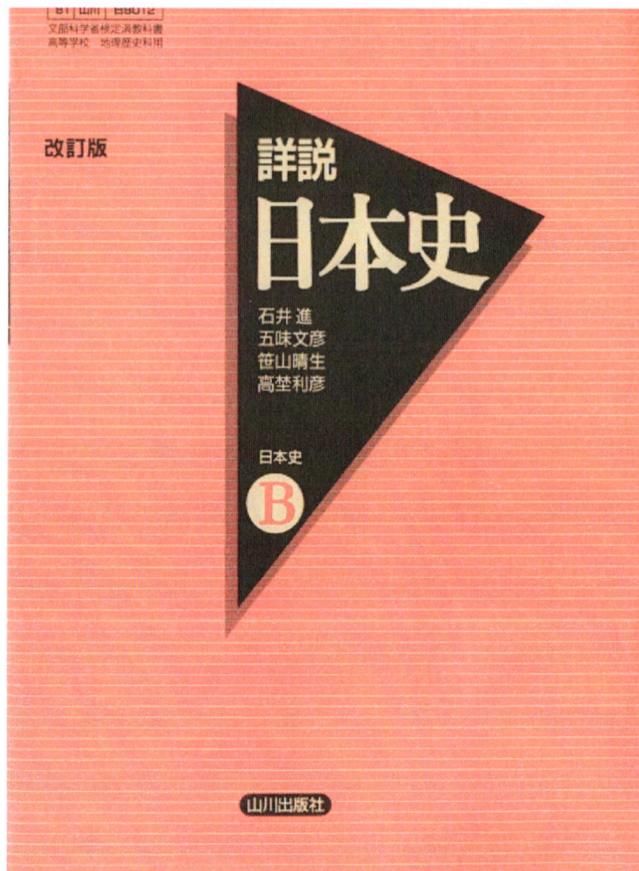
- 部落問題認識でのゆがみ 解決の到達点を正しく普及せず、総じて一面的に「差別」を強調する。
- 「実態的差別は大きく改善」、「しかし、差別事象は依然として存在」
- 「今日においても.....就職や結婚などにおいて差別され.....」
- 結婚差別などの事例紹介で古いものを年月未記入で紹介

### ③歴史的な記述の問題点

- 超歴史的記述、最近の研究状況を見逃したものの、（ここでは例示しなかったが）封建社会の身分制と、近代以降の「部落差別」を並列的にとらえる傾向などがみられる。
  - 「解放令により封建的な身分差別は制度上はなくなりました。しかし、人々への啓発などは行われず差別意識は依然として残りました」
  - 「差別身分制度はなくなりました。しかし、……同和地区の人々を支援する施策はほとんど行われず……」
  - 「壬申戸籍（じんしんこせき）には……『平民』『新平民』などが記入されていました」
  - 「この戸籍には、……『新平民』などの差別呼称が記入されていたところもありました」
  - 「部落差別のおこり」政治起源説「封建時代に民衆を支配する手段として政策的につくられた」

# 身分記述で教科書で見直しの動き

- 山川出版社高校日本史教科書『詳説日本史B』
- 1992年版の「農民の統制」・「都市と町人」・「士農工商」から2009年版の「村と百姓」・「町と町人」・「身分秩序」へ



層が居住した。地借や借家・店借は、地主の町人に地代や居賃を支払うほかに負担はないが、町の運営には参加できなかった。都市には城下町のほかに、港町・門前町・宿場町・鉱山町などがあるが、どの場合も都市社会の基礎には町が存在した。

## 身分秩序

近世社会は、身分の秩序を基礎に成り立っていた。武士は政治や軍事を独占し、苗字・帯刀のほかさまざまな特権を持つ支配身分で、将軍を頂点に大名・旗本・御家人などで構成され、主人への忠誠や上下の別がきびしく強制された。天皇家や公家、上層の僧侶・神職も武士と並ぶ支配身分である。被支配身分としては、農業を中心に林業・漁業に従事する百姓、手工業者である職人<sup>①</sup>、商業を営む商人を中心とする都市の家持町人の三つがおもなものとされた。こうした身分制度を士農工商とよぶこともある。

このほか、一般の僧侶や神職をはじめ、儒者・医者・修験者・陰陽師などの宗教者、芸能者など職業や居所によって区別される小さな身分集団が多数あった。そのなかで、下位におかれたのが、かわた(長吏)・非入である。かわたは百姓と同じように村をつくり、農業をおこない、皮革の製造やわら細工などの手工業に従事したが、死牛馬の処理や行刑役などを強いられ、江戸幕府の身分支配のもとで「えた」という蔑称でよばれた。また貧困や刑罰により非入とされるものもあり、村や町の番人や清掃・乞食・芸能に従事した。かわた・非入は居住地や衣服・髪型などで他の被支配身分とは区別され、賤視の対象とされた。

これらの諸身分は、武士の主従制、百姓の村、町人の町、職人の仲間など、団体や集団ごとに組織された。そして一人ひとりの個人は家に所属し、家や集団を通じてそれぞれの身分に属するのが原則であった。武士や有力な百姓・町人の家では、戸主の権限が強く、家の財産や家業は長子を通して子孫に相続され、戸主以外の家族は軽んじられた。また女性は家の財

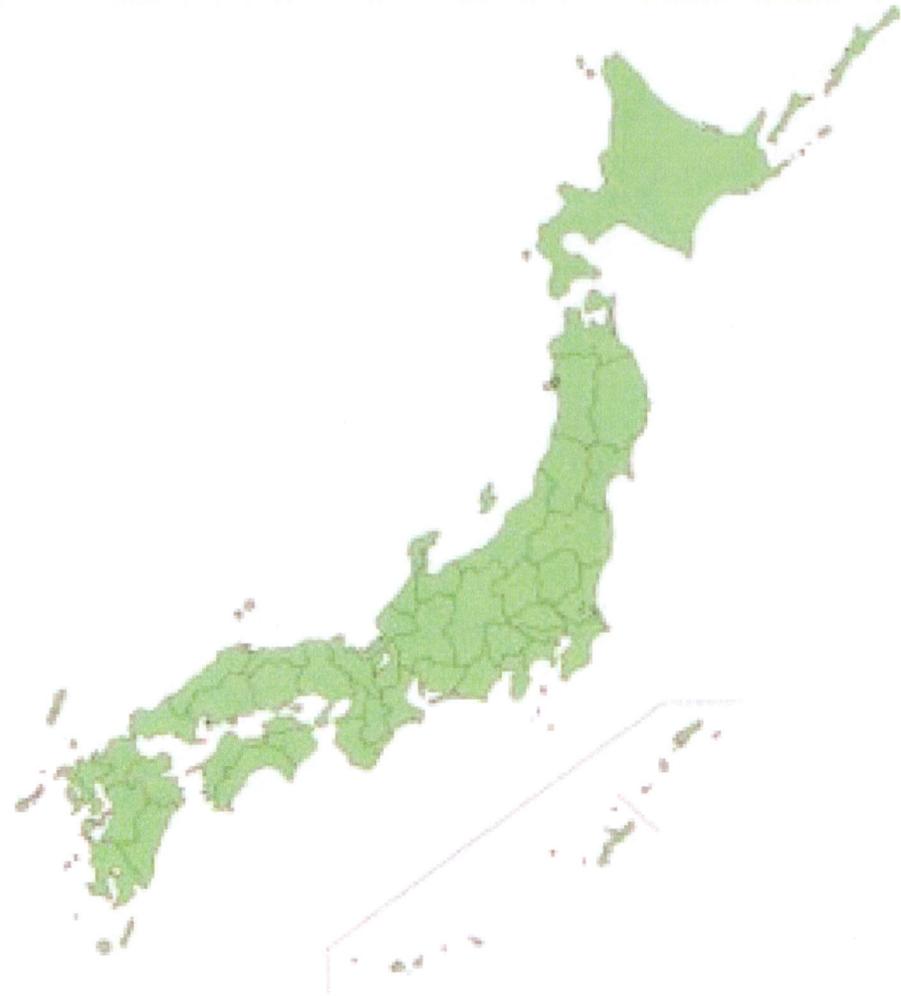
① 武士・大工・木匠・鍛冶・桶師などを総称して職人とよぶ。職人は、百姓や町人とは別に、独自の技術労働を役負担として奉仕させられた。これを職人の宿役という。

## 三、「根深い差別意識」論を批判する

- 1、現実の部落問題の解決状況を見無視したもの
  - －全体状況を無視した事例紹介
  - －もはや差別といえないものの事例紹介 例. 地域名
  - －「差別意識を生む新たな要因」（地対協）を見無視（同和問題について自由な意見交換を阻害、行政の主体性の欠如、不適切な行政運営、えせ同和行為など）
  - －自らの運動と取り組みを自ら否定する
- 2、部落解放同盟の分析に迎合する啓発・教育
  - 「社会意識としての差別観念」論
- 3、財団法人人権教育啓発推進センター「心ひらこう－同和問題を中心に－」の問題

## 四、「解同」の「社会意識としての差別観念」論

「部落民に対する社会意識としての差別観念は、……自己が意識するとしないとにかかわらず、客観的には空気を吸うように一般大衆の中に入りこんでいく。」



# 差別と差別意識

## 1、差別と差別意識

－「部落解放の『虚構理論』批判」杉之原寿一著－

- 「差別とは、人間の不断の努力によって、すべての人に平等に保障されなければならない基本的人権の享有とその向上が、何らかの差異を理由に、かつ実質的・具体的に制限されたり、奪われたりする事実である」
- 「差別意識は、そのような差別を当然視あるいは容認する意識（心情、観念などを含む）」
- 2、**内心を処罰の対象にすれば**－差別意識の持ち主だとして、「人間の内心を処罰の対象にすれば、必ず拷問による自白の強要やさまざまな外的事象からの、恣意的な内心の推定がおこなわざるをえず、人権の侵害と法の客観性をそこなうことが不可避である」（長谷川正安）
- 3、**表現行為と物理的行為とのちがい**

## 4、社会意識をどうとらえるか

- 社会意識とは、人間が社会についてもっている観念の総体（社会心理や社会についての理論や思想などの総体）をいう。これらは人間の社会的存在から生みだされた意識における反映である。社会的存在とは、社会における人々の物質的生活（生活に必要な物質を生産し、生産物を交換し、それらを消費して、自分たちの生命を維持してゆく生活）のことである。
- 社会的存在が人びとの意識に反映されて、社会的意識をうみだすしかたは、大きく、二つに区別できる。その一つは、自然発生的なしかたで反映される場合である。人びとがさまざまな感情や見解を持ち、習性や気分を身につけるのは、そのことを目指して一定の努力をするからそうなるのではなく、生活しているあいだにひとりでも、知らず知らずのうちにそうなるのである。第二のしかたは、人びとの目的意識的な活動によってそれがうみだされる場合であり、このようにしてうみだされる社会的意識をイデオロギーという。
- 社会進歩をめざす勢力は、支配抑圧とたたかいながら、同時にまた、イデオロギーの面でも、差別観念を含む支配階級のさまざまなイデオロギーとたたかい、新しい変革のイデオロギーをつくりだす。

■ 社会意識とは、さまざまな階級・階層・民族・世代その他の社会集団が、それぞれの存在諸条件を維持し、あるいは変革するための力として作用する、精神的な諸過程と諸形象（共有された思考・過剰・意志の諸様式の総体）をいう。（「新版増補版 社会学小辞典」）

## 5、部落差別にかかわる差別意識

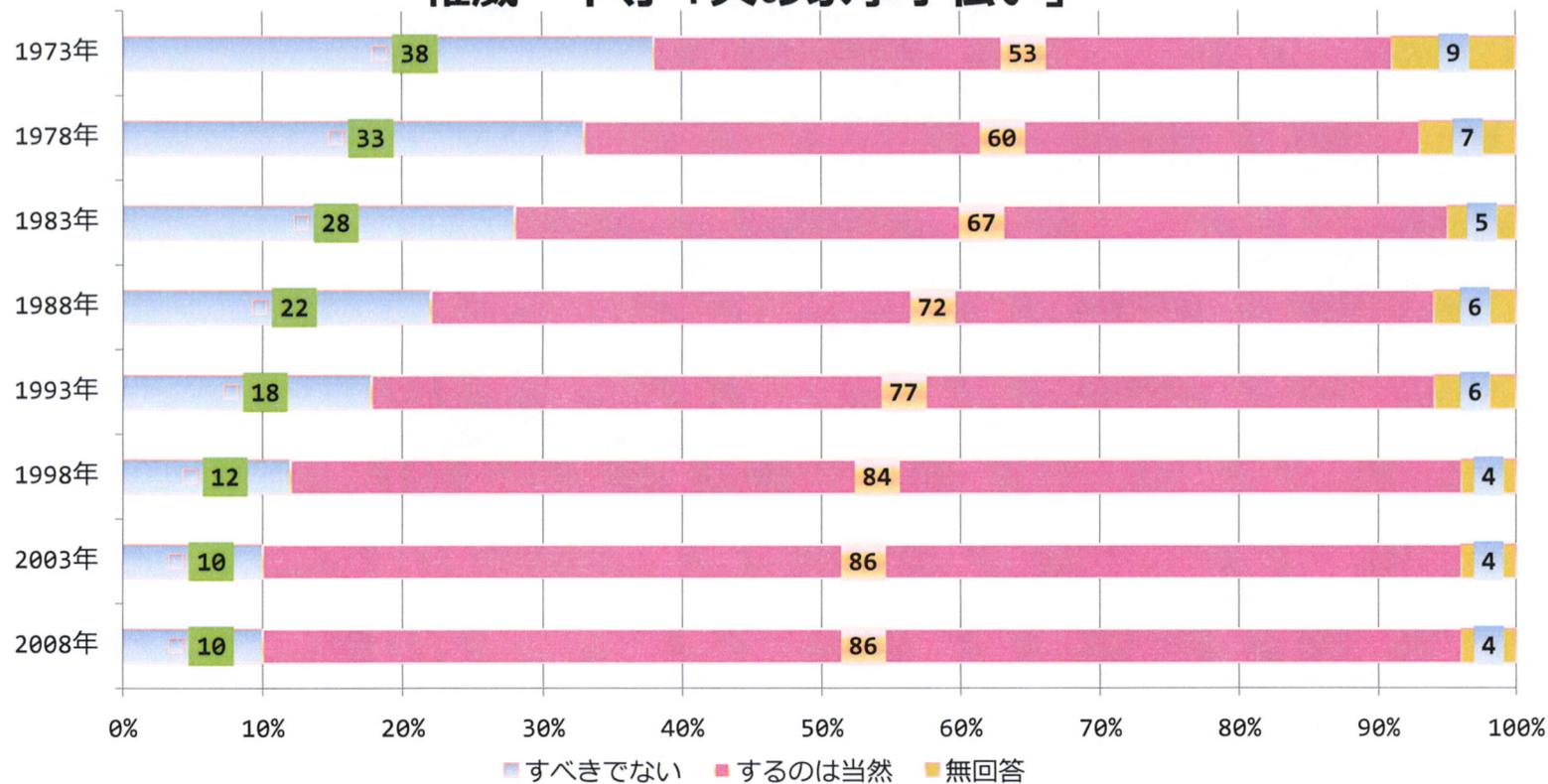
- 「部落差別と関連して語られる場合、この意識が封建的身分差別の残滓であり、時代遅れな封建的イデオロギーによる意識として基本的に解消してきている意識問題であることを無視してはなりません。社会意識は、時代の変化にともない改変していくものであり、わが国でも前近代的意識がなお残存しているものの薄れてきている事実をみてもこのことは明らかです。また、部落差別の意識と他の差別の意識とを同一してみることは歴史的空間を無視する暴論です」 （「がんばる全解連」丹波正史著）

## 6、意識調査から見えてくるもの

- 「人々は社会に影響を受けるだけなのだろうか。そうではなく、反対に、人々の考え方や価値観が変わることによって社会が変わるという側面もある」「社会が変わると人々の意識が変わる側面と同時に、人々の意識が変わることによって社会が変わっていく、その両方の側面があると考えられる」 （「現代日本人の意識構造〔第七版〕NHK放送文化研究所」編）

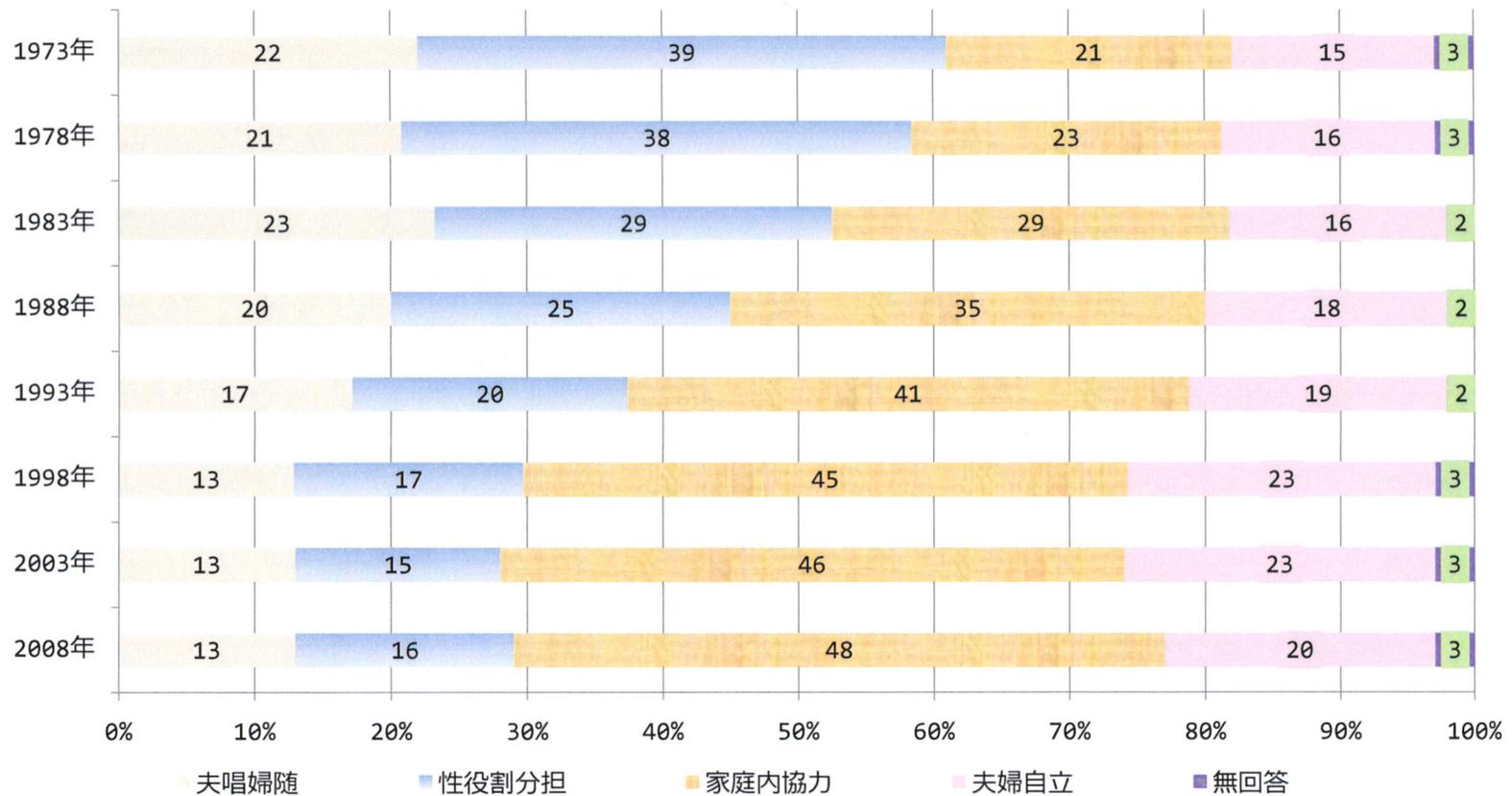
# 男女平等でみる社会意識 35年間で男女平等意識が圧倒的 な声となる

## 権威・平等「夫の家事手伝い」



# 家族関係でも男女平等思想が浸透

## 理想の家族



# 四、結婚問題は現実になっ てい るか

## 1、結婚をめぐる歴史的な流れ

- ①戦前－「家制度」と結婚
  - －家長の同意が必要
- ②戦後－新しい憲法も施行
  - －結婚は個人的なことがらであり、個人が自己決定すべきこと
  - －家族の基礎は夫婦であり、両性の平等のもとに家族は成立する
- ③社会構造の激変と結婚の変化
  - －高度経済成長がもたらした影響
  - －農家率の減少にともない見合結婚の減少
- ④見合結婚と恋愛結婚の推移
  - －1960年代後半に逆転現象が起きる

## 2、結婚問題を考える

旧身分を理由にした不当な差別によって、結婚の約束をしながら、相手の親から強硬な反対にあい、ついに自らの命を絶ったりした。こうした結婚差別が現在どうなっているかを検証する。



# 結婚をめぐる推移

## ①戦前（1930年当時）の結婚をめぐる状況

結婚は自由に出来ずしてなお、執拗なる差別が厳然として見えざる門戸を閉ざして、家庭的に惨酷な悲劇がいまなお繰り返されている。（「全国水平社第9回大会綱領・運動方針書」）

## ②1965年当時の結婚差別をめぐる状況

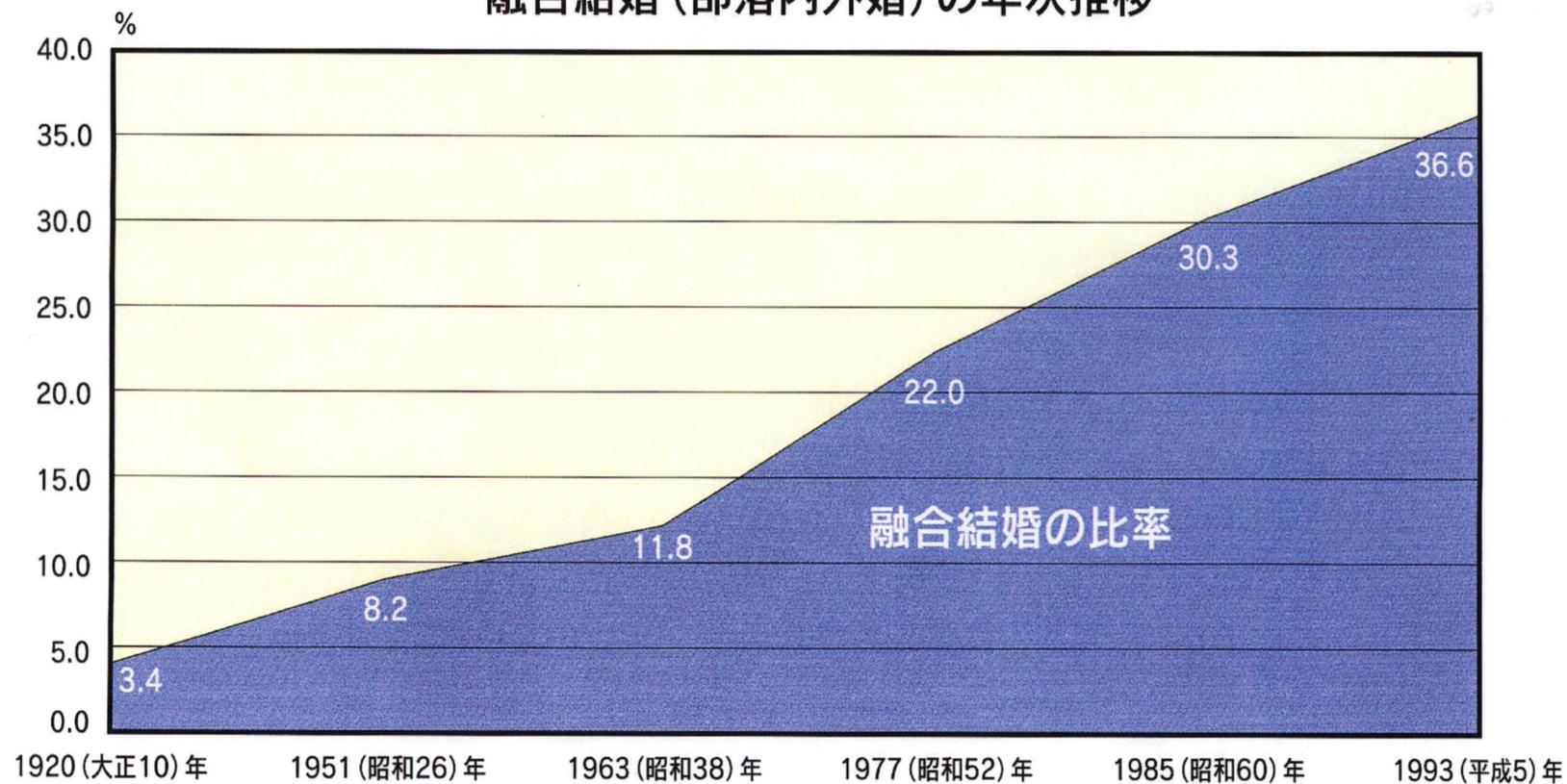
結婚に際しての差別は、部落差別の最後の越え難い壁である。関係住民の結婚は、伝統的に「部落内婚」の封鎖的な形態をとり、ほとんどが同一地区民間か他地区住民の間で行われ、一般住民との通婚は、きわめて限られている。

## ③現在

なお旧身分を理由にした結婚にかかわる差別は残存しているが、部落内外の結婚が圧倒的な比率を占めるにいたり、すでに部落問題において結婚差別が「最後の越えがたい壁」と規定づけた状況はなくなっている。

# 融合結婚の年次推移

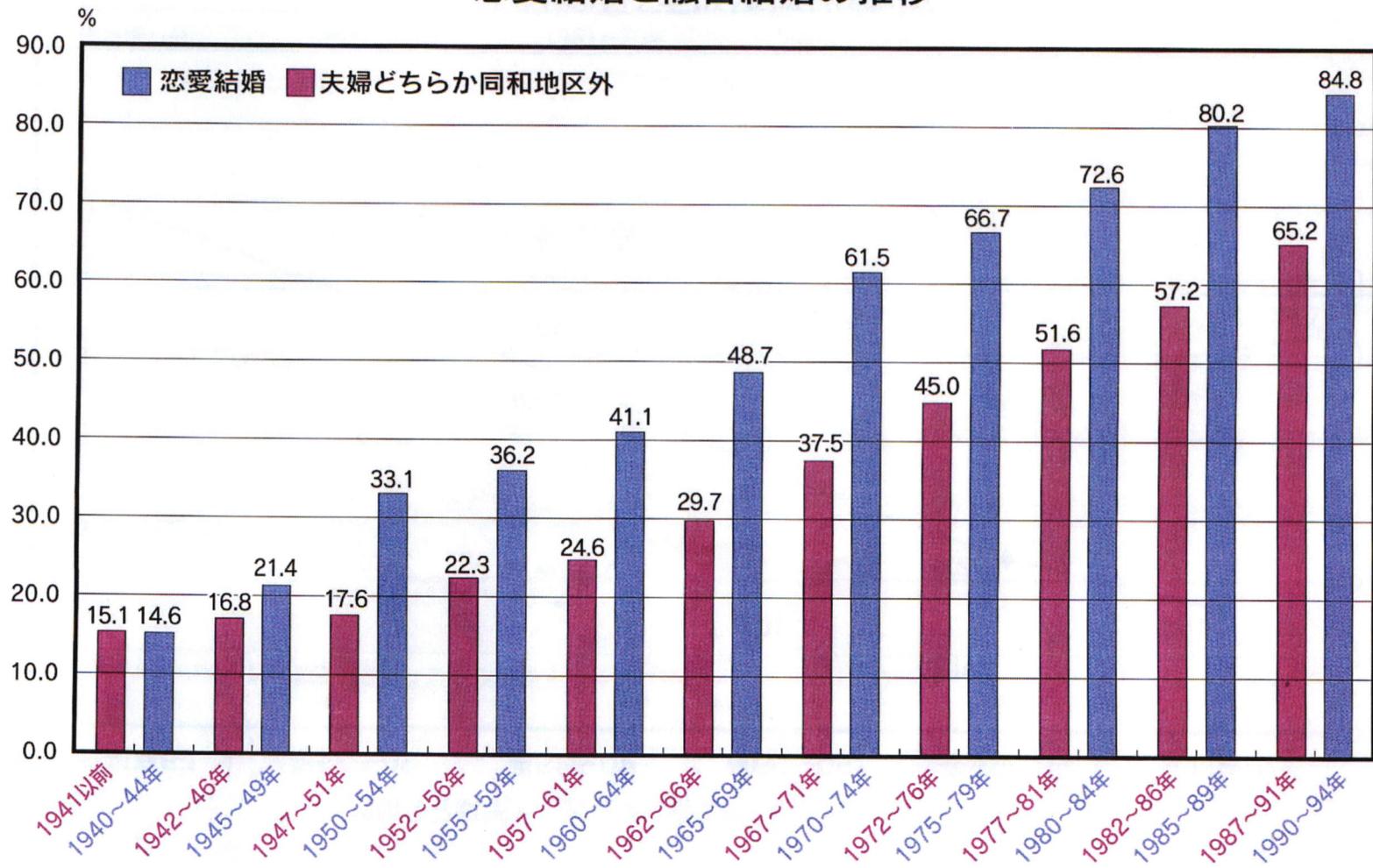
融合結婚（部落内外婚）の年次推移



(いずれの年の調査も政府による)

# 恋愛結婚の増大にともない 融合結婚も進む

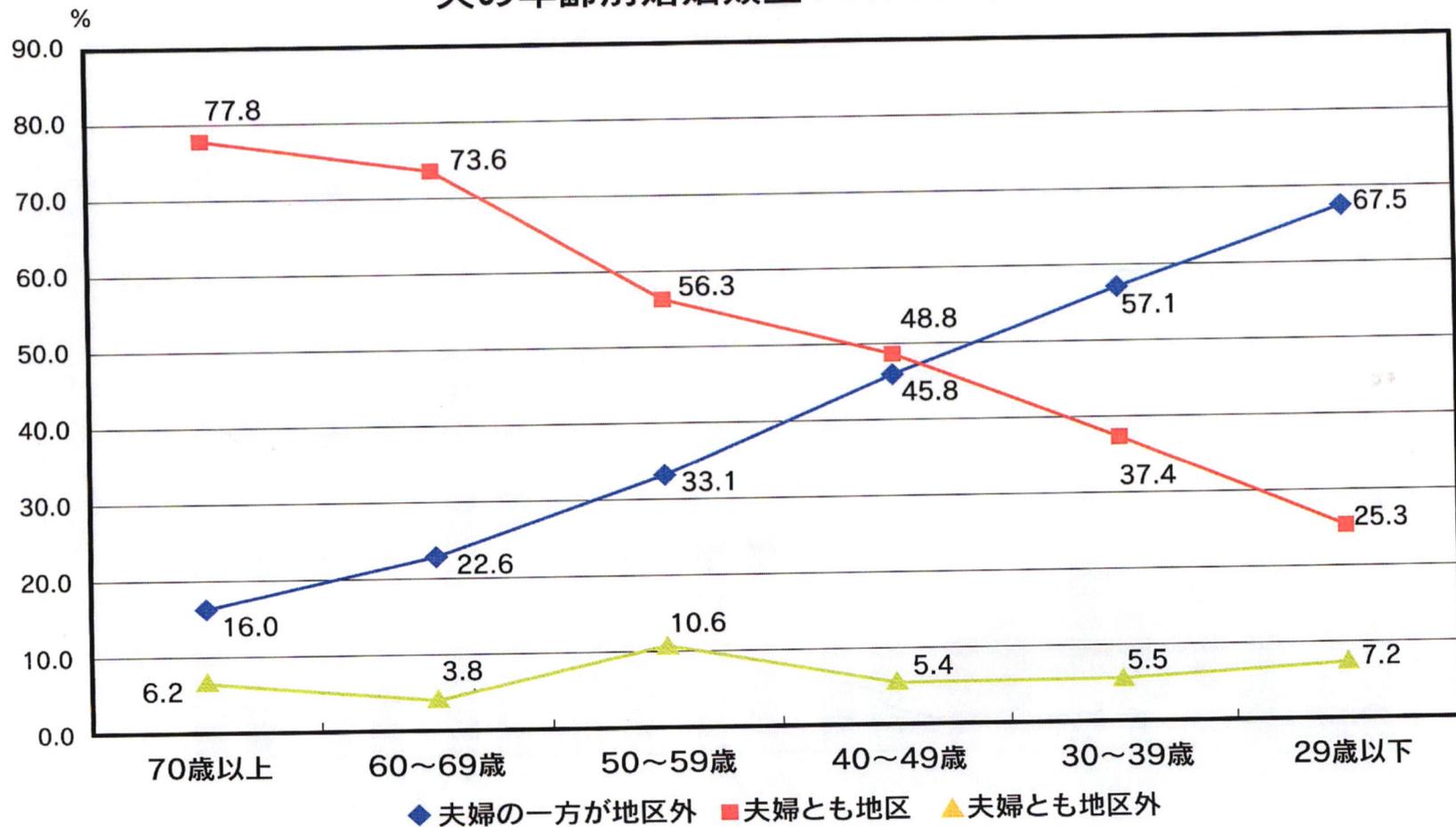
恋愛結婚と融合結婚の推移



# 夫の年齢別婚姻類型

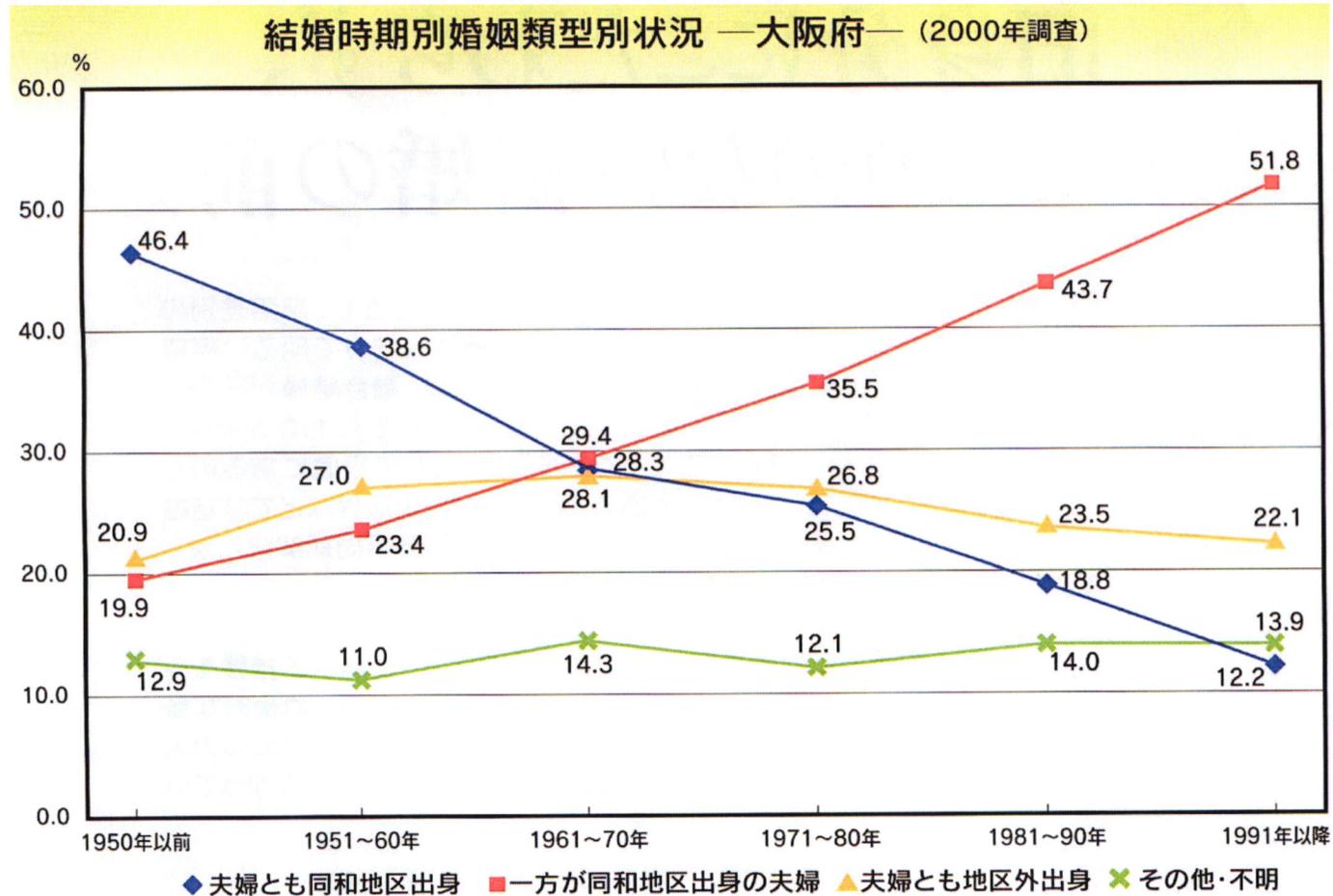
1993年全国

夫の年齢別婚姻類型 (1993年政府調査)



# 結婚時期別婚姻類型別状況

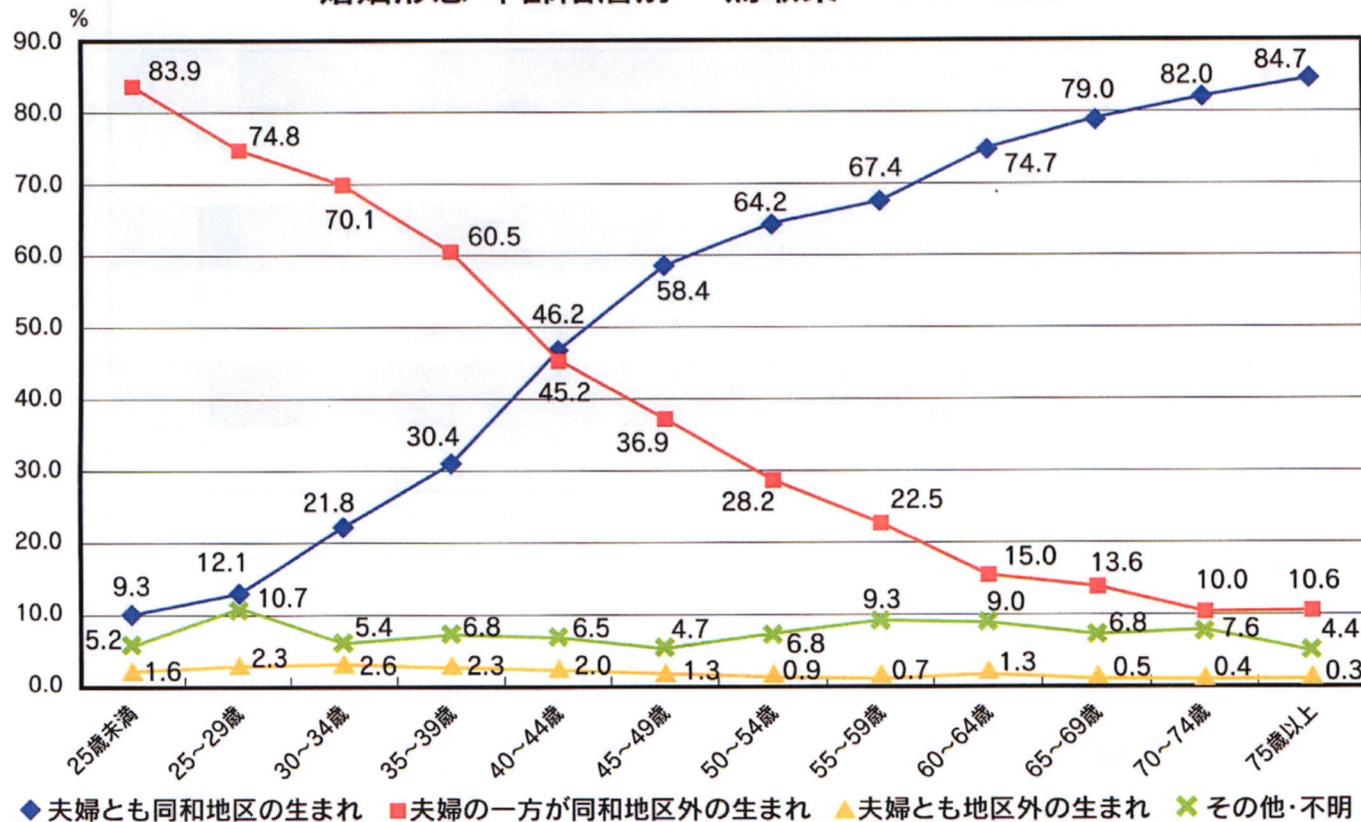
## 大阪府 2000年



# 婚姻形態 年齢階層別

鳥取県 2005年

婚姻形態 年齢階層別 —鳥取県— (2005年調査)

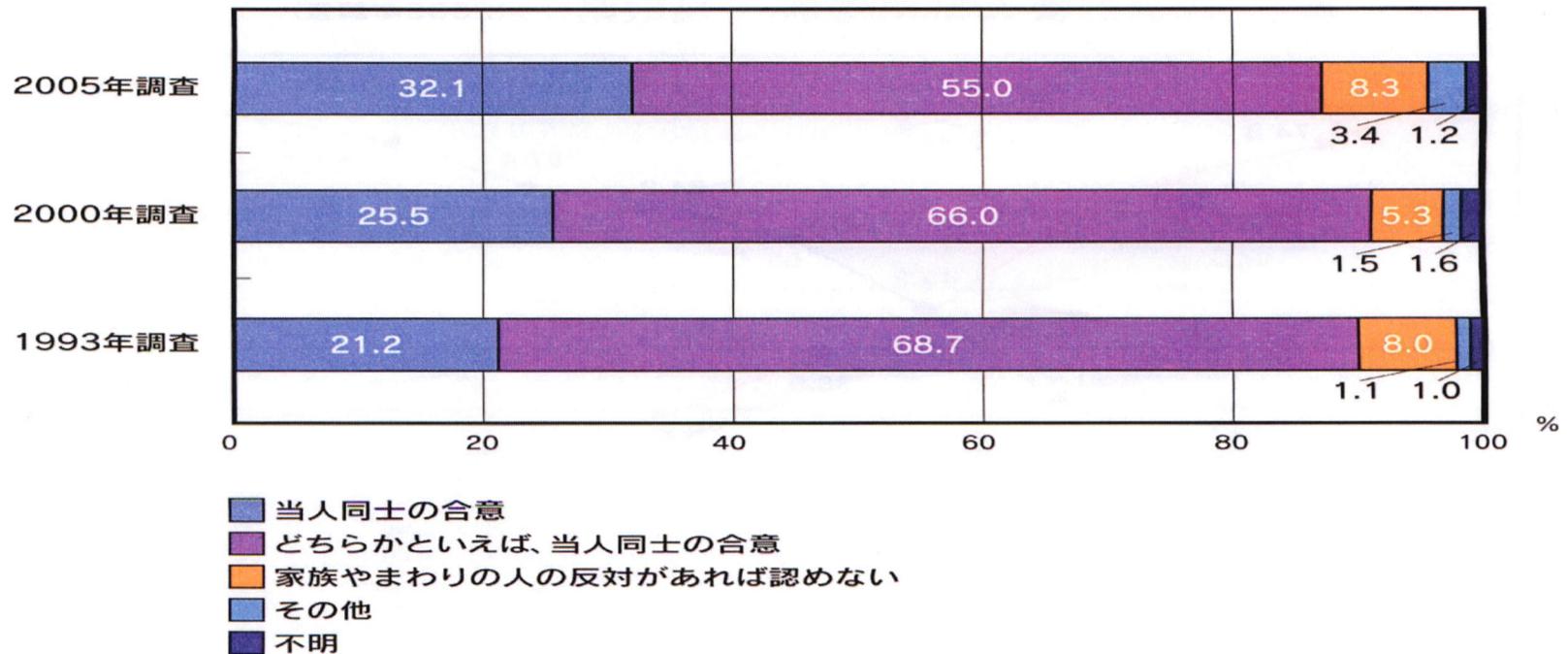


# 旧身分にこだわらず、 わだかまりのない結婚の前進

- 旧身分を理由にした部落差別がなくなったわけではない。しかし、部落差別の中でも「最後の越えがたい壁」と言われた結婚差別も、解決へ向けて明るい展望が現実のこととなっている。現在の結婚差別を考える視点は、融合結婚が圧倒的な多数の状況に至っているように、若い世代が旧身分にこだわらず、わだかまりのない結婚が前進していることを評価することである。この流れの根底にあるのが若い世代の中での健全な価値観の広がりである。最近、新聞・出版界などでは結婚差別の問題を衝撃的に取り上げる風潮がみられるが、これは部落問題解決に決して役立つものでなく、大きな流れに対する逆流の現象でしかない。

# 子どもの結婚についての考え方

子どもの結婚についての考え方 —鳥取県—



- この調査は「子どもの結婚に対する考え方」を問うものである。年次的推移をみれば明らかのように、「当人同士の合意」が増加しており、反対でなく消極的な当人同士の合意という「どちらかといえば、当人同士の合意」を含めると、90%の人が旧身分の問題でなく、憲法が規定する「両性の合意」が価値観として広がっていることを示している。

# おわりに

- 「根深い差別意識」論の克服こそ  
部落問題解決の重要な課題になっている
  - － 部落問題解決の状況を国民に大いに広めて逆流を社会的に克服する
    - 多様な宣伝物の作成と普及
    - － 教科書、啓発パンフなどの改善要求
    - － マスコミ、出版界へのはたらきかけ